



建築物省エネ法が 改正されました

(令和元年5月17日公布)

●省エネ基準への適合義務制度の対象が、
300㎡以上の非住宅建築物に拡大
されます

●300㎡未満の小規模住宅・建築物に
ついて、建築士から建築主への省エネ
性能に関する説明が義務づけられます



【改正の概要】

	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	1 <u>適合義務制度の 対象を拡大</u> 【中規模建築物を新たに追加】	5 届出義務制度の 審査手続き合理化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)		
小規模 (300㎡未満)		
	3 <u>建築士から建築主への説明義務制度を創設</u>	
住宅 トップランナー制度		4 <u>住宅トップランナー制度※の 対象を拡大</u> 【注文戸建・賃貸アパートを新たに追加】

※住宅を大量に供給する大手住宅事業者を対象に、目標年度を示した上で、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)の達成を誘導する制度

◆オフィスビル等に対する措置◆

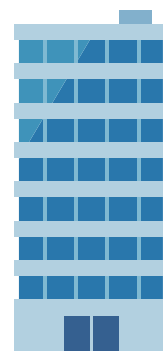
- 1**

法律公布日から
(令和元年5/17)
2年以内に施行

**省エネ基準への適合義務制度の対象を
300㎡以上の中規模建築物に拡大**
※改正前は2000㎡以上の大規模建築物が対象
※省エネ基準への適合が、建築確認や完了検査時に審査・検査されます
- 2**

法律公布日から
(令和元年5/17)
6ヶ月以内に施行

**性能向上計画認定制度(容積率特例制度)の対象に、
複数の住宅・建築物の連携による取組みを追加**
※複数の住宅・建築物の連携により認定を取得した場合、一定の要件を満たせば、
省エネ街区形成事業(補助事業)の対象となります



◆戸建住宅等に対する措置◆

- 3**

法律公布日から
(令和元年5/17)
2年以内に施行

建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務制度を創設
※省エネ基準への適否、(省エネ基準に適合しない場合)省エネ性能確保のための措置について説明が必要となります
※分譲住宅・賃貸住宅の売主・仲介事業者等に対して購入者・賃借人への説明を義務づけるものではありません
- 4**

法律公布日から
(令和元年5/17)
6ヶ月以内に施行

**住宅トップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・
賃貸アパートを供給する大手住宅事業者※を追加**
※改正前は建売住宅を年間150戸以上供給する事業者が対象
※対象事業者は、注文住宅は年間300戸以上、賃貸アパートは年間1,000戸以上供給する事業者とすることを予定

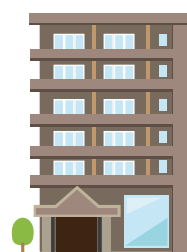


◆マンション等に対する措置◆

- 5**

法律公布日から
(令和元年5/17)
6ヶ月以内に施行

**民間審査機関による評価書を提出する場合、
届出期限を着工の3日前に短縮**
※改正前は着工の21日前までに届出が必要
※民間審査機関による評価書は、住宅性能評価書等を想定



◆その他の措置◆

- 6**

法律公布日から
(令和元年5/17)
2年以内に施行

**地域の自然的条件等の特殊性を踏まえて、
地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入**